



『後期高齢者医療制度』は75歳以上の方
全員が加入する医療保険制度です

後期高齢者医療保険料決定通知書の送付

平成29年度の後期高齢者医療保険料をお知らせする通知書を、14日に加入者の皆さんに発送しました。保険料は、特別徴収（年金からの徴収）と普通徴収（口座振替または納付書による徴収）の方がいますので送付された通知書をご確認ください。

また、併用徴収と記載されている方は特別徴収と普通徴収が年度内に切り替わりますのでご注意ください。なお、後期高齢者医療制度加入者で通知書が届かない場合は、税務課市民国保税班にご連絡ください。

保険料の納付方法

後期高齢者医療制度の保険料は、原則として年金から納めていただくことにな

っていますが、市役所の窓口で申請することで、年金からの徴収を口座振替に変更することができます。10月分の年金から変更できますので、希望される方は8月2日(水)までに税務課市民国保税班までお申し出ください。

保険料率について

※これまでの納付状況により変更できない場合があります。

平成29年度は、平成28年度と保険料率に変更はありませんが、所得が一定以下の世帯の方に適用される保険料の軽減措置については、5割軽減および2割軽減について対象が拡大されます。また、所得割額等の軽減割合の変更により収入が前年並でも保険料が増額となる場合があります。詳しくは下記をご覧ください。

8月から保険証が新しくなります

後期高齢者医療制度に加入の方には、7月下旬に新しい保険証をお送りします。8月1日以降は新しい保険証をお使いください。なお、医療機関での自己負担割合は、所得に応じて1割または3割となりますので保険証をご確認ください。※保険料に滞納のある方には窓口で保険証を交付する場合があります。

限度額適用・標準負担額減額認定証をお持ちの方

現在、認定証の交付を受けている方で、今年度も引き続き住民税非課税世帯の方については、8月1日から認定証を保険証と一緒にお届けします。

また、新規に対象となる方には7月上旬に申請書をお送りしています。申請書の提出は市の窓口へお願いします。

申請先
▼市民課国保年金班
▼金浦市民SC
▼象潟市民SC

保険証の受け取りにはご注意ください！

保険証・認定証は簡易書留郵便でお届けします。次の点にご注意ください。

- 受け取りには印鑑が必要です。また、届いたら必ず開封して内容をご確認ください。
- 長期不在となる方や郵便局に転居届をされている方（まだ市役所に届け出をされていない方）はご連絡ください。

○今までお使いの保険証（紫色）
有効期限 平成29年7月31日
※8月以降は使用できません

○新しい保険証（水色）
有効期限 平成29年8月1日
～平成30年7月31日
※7月下旬にご自宅へ送付

問合先 市民課国保年金班
☎32・3032
各種申請窓口 ▼市民課国保年金班 ▼金浦市民SC ▼象潟市民SC

平成29年8月から高額療養費の上限額が変わります

○高額療養費とは

ひと月に支払った医療費が高額になり、決められた上限額を超えた場合に、上限額を超えてお支払いいただいた分を払い戻す制度です。上限額は、個人もしくは世帯の所得に応じて決まっています。

平成29年8月から、70歳以上の方の上限額が下表のように変わります。

70歳以上の方の上限額（月ごと）

自分がどの適用区分に該当するかは、被保険者証、高齢受給者証または限度額認定証でご確認いただけます。



		平成29年7月まで		平成29年8月から	
適用区分		外来（個人ごと）	外来+入院（世帯ごと）	外来（個人ごと）	外来+入院（世帯ごと）
現役並み	課税所得 145万円以上の方	44,400円	80,100円+ (医療費-267,000円)×1% ※2 (多数回44,400円)	57,600円	80,100円+ (医療費-267,000円)×1% ※2 (多数回44,400円)
	課税所得 145万円未満の方	12,000円	44,400円	14,000円 (年間上限 144,000円)	57,600円 ※2 (多数回44,400円)
一般	II 住民税非課税世帯	8,000円	24,600円	8,000円	24,600円
	I 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)		15,000円		15,000円

※1 世帯収入の合計額が520万円未満（1人世帯の場合は383万円未満）の場合や、「旧ただし書所得」の合計額が210万円以下の場合も含まれます。

※2 過去12カ月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。

個人ごとの保険料の決め方

所得割額
 賦課の基となる金額×8.07%
 +
 均等割額
 均等割額 39,710円
 =
 1年間の保険料額

※賦課の基となる金額＝総所得金額等－基礎控除33万円
 ※保険料額の賦課限度額（上限額）は57万円です。

平成29年度の保険料軽減措置について

所得の低い世帯の方は、世帯主および被保険者の所得に応じて、表のとおり軽減されます。

○均等割額の軽減

世帯主および被保険者の総所得金額が下記基準を超えない世帯	均等割の軽減割合	軽減後均等割額
基礎控除額（330,000円）	8.5割	5,956円
被保険者全員の年金収入80万円以下で、その他各所得がない	9割	3,971円
基礎控除額（330,000円）+270,000円×世帯の被保険者の数	5割	19,855円
基礎控除額（330,000円）+490,000円×世帯の被保険者の数	2割	31,768円

○所得割額の軽減（昨年の軽減割合（5割）より変更となり、低くなっています）

被保険者本人の総所得額等（基礎控除後）に応じて、所得割額が軽減されます。

被保険者本人の総所得金額等（基礎控除後）	所得割の軽減割合
58万円以下（年金収入のみの場合は、153万円～211万円以下）	2割

○職場の健康保険等の被扶養者であった方の軽減（昨年の軽減割合（9割）より変更となり、低くなっています）

後期高齢者医療に加入する前日に、職場の健康保険等の被扶養者であった方については、保険料が軽減されます。なお、所得割の負担はありません。

該当する方の条件等	均等割の軽減割合	軽減後均等割額
後期高齢者医療に加入する前日に、職場の健康保険等の被扶養者であった方	7割	11,913円

※国民健康保険（国保）と国民健康保険組合（国保組合）に加入していた方は、軽減措置の対象になりません。

保険料関係の問合先
☎43・7505
税務課市民国保税班

納付方法変更の申請窓口
▼金浦・仁賀保市民SC
▼税務課市民国保税班